

タルグレチン[®]を服用される方へ

高額療養費制度 について



2022年 4月改訂版

はじめに

この冊子では、タルグレチンによる皮膚T細胞性リンパ腫の治療を受ける方に対して、高額療養費制度を活用した時の医療費(自己負担限度額)がどのくらいかかるかを紹介しています。

高額療養費制度では、年齢や所得によって自己負担限度額が異なります。自己負担限度額の計算例も示していますので、ご参照ください。

もくじ

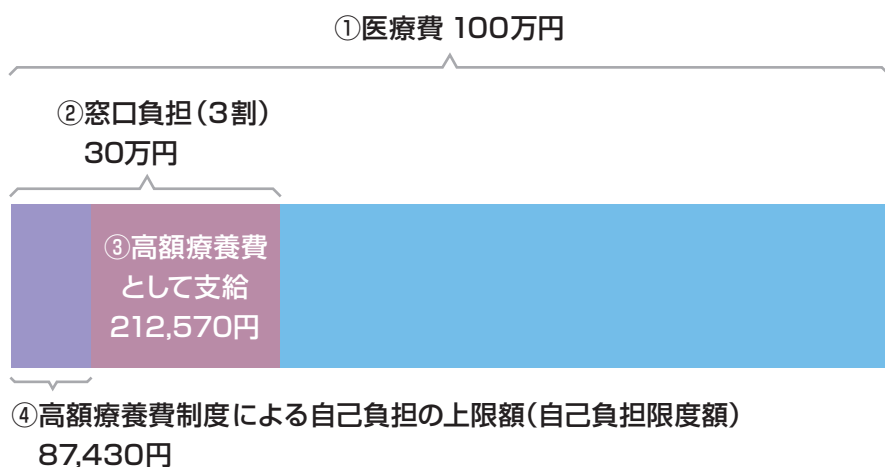
高額療養費制度	3
自己負担限度額と申請方法	4
タルグレチン治療の自己負担限度額(外来)	8
さらに負担が軽減される制度	10



高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(窓口負担)がひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

■ 例：70歳以上、年収が約370万円～770万円の場合(3割負担)



高額療養費制度を利用することで、212,570円(③)が支給され、
実際の自己負担額は87,430円(④)に抑えることができます。

高額療養費制度の詳細は、加入されている公的医療保険(健康保険、共済組合、国民健康保険など、以下、ここでは単に医療保険とします)、市区町村によって異なる場合があります。

詳しくは、加入されている医療保険の保険者(健康保険証に記載)へお問い合わせください。

自己負担限度額と申請方法

自己負担限度額

自己負担限度額は、年齢と所得により区分されています。

70歳未満

所得区分	自己負担限度額	
	1～3回目	4回目以降*
年収:約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収:約770万～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収:約370万～約770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収:～約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

70歳以上

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院と外来(世帯ごと)
現役並みⅢ(年収:約1160万円～) 標準報酬月額:83万円以上 住民税課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降※140,100円)	
現役並みⅡ(年収:約770万～約1,160万円) 標準報酬月額:53万～79万円 住民税課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降※93,000円)	
現役並みⅠ(年収:約370万～約770万円) 標準報酬月額:28万～50万円 住民税課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降※44,400円)	
一般(年収:156万～約370万円) 標準報酬月額:26万円以下 住民税課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降※44,400円)
住民税非課税世帯Ⅱ ²⁾	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ ¹⁾		15,000円

※多数回該当の適用(P11 参照)

1) 年金収入80万円以下など

2) 1)以外の住民税非課税世帯

申請方法

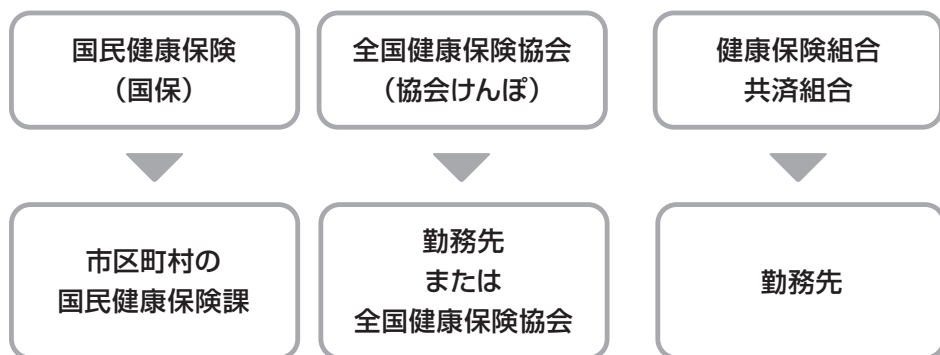
高額療養費制度を利用するには、治療を受ける前に申請する方法と治療後に申請する方法の2つがあります。

事前の申請では、認定証などを病院や薬局で提示することにより、支払い額は、高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。

事前に申請できなかった場合は、病院や薬局の領収書などをもとに申請します。支給は、審査を経るため3ヵ月以上かかります。申請は過去2年までさかのぼって行えます。

また、支給を受けるまでの負担を軽くするため、高額療養費制度による支給額の約8割相当を無利子にて借りられる高額医療費貸付制度があります。

■ 申請窓口



詳しくは、加入されている医療保険の保険者(健康保険証に記載)へお問い合わせください。

自己負担限度額と申請方法

事前申請

70歳未満

所得区分:住民税課税

所得区分:住民税非課税

保険者(健康保険証を参照)へ
「限度額適用認定証」を申請

保険者(健康保険証を参照)へ
「限度額適用・標準負担額減額
認定証」を申請

各認定証を病院や薬局で提示

70歳以上

所得区分:一般および
現在並みⅢ※

所得区分:
現役並みⅠ、Ⅱ※

所得区分:
住民税非課税

申請は不要

保険者(健康保険証を参照)
へ「限度額適用認定証」
を申請

保険者(健康保険証を参照)
へ「限度額適用・標準負担額
減額認定証」を申請

「高齢受給者証」
「後期高齢者医療被保険者証」を
病院や薬局で提示

各認定証を病院や薬局で提示

※所得区分(P4参照)

■ 事後申請

病院や薬局の領収書を保管



保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出



審査(3ヵ月以上)



支払い額と自己負担限度額の差額の受け取り

■ 高額医療費貸付制度

保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出



高額療養費制度による支給額の約8割相当(貸付額)の受け取り



高額療養費制度の審査後、残余金(支給額-貸付額)の受け取り

タルグレチン治療の自己負担限度額(外来)

70歳未満

所得区分		1日に服用するタルグレチンのカプセル数						
		2カプセル	3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
年収:約1,160万円～	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	182,300円	208,000円
年収:約770万～約1,160万円	健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	167,900円 (93,000円)	168,800円 (93,000円)
年収:約370万～約770万円	健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	54,200円	79,900円	80,900円 (44,400円)	81,800円 (44,400円)	82,700円 (44,400円)	83,500円 (44,400円)	84,400円 (44,400円)
年収:～約370万円	健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	54,200円	57,600円 (44,400円)					
住民税非課税者		35,400円 (24,600円)						

70歳以上

所得区分		1日に服用するタルグレチンのカプセル数						
		2カプセル	3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
現役並みⅢ (年収:約1,160万円～)	標準報酬月額:83万円以上 住民税課税所得690万円以上	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	182,300円	208,000円
現役並みⅡ (年収:約770万～約1,160万円)	標準報酬月額:53万～79万円 住民税課税所得380万円以上	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	167,900円 (93,000円)	168,800円 (93,000円)
現役並みⅠ (年収:約370万～約770万円)	標準報酬月額:28万～50万円 住民税課税所得145万円以上	54,200円	79,900円	80,900円 (44,400円)	81,800円 (44,400円)	82,700円 (44,400円)	83,500円 (44,400円)	84,400円 (44,400円)
一般 (年収:156万～約370万円)	標準報酬月額:26万円以下 住民税課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限144,000円)						
住民税非課税世帯Ⅱ ²⁾		8,000円						
住民税非課税世帯Ⅰ ¹⁾		8,000円						

※ここでは、タルグレチン30日分、タルグレチン以外の医療費を10,000円とした概算金額を示しています(100円未満は 四捨五入)。

実際の自己負担額とは異なる場合がございますので、予めご了承ください。

1) 年金収入80万円以下など

2) 1)以外の住民税非課税世帯

(): 直近12ヵ月間に4回以上、高額療養費の支給を受ける場合

■ : 高額療養費制度に適用

さらに負担が軽減される制度

世帯合算

同月(1日～末日)、世帯(被保険者とその被扶養者)内で、21,000円以上の病院や薬局への支払いが複数あった場合、合算して計算することができます。この合算した額が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費制度が適用され、差額が払い戻されます。

70歳以上では、外来の場合は個人ごと、外来と入院の場合は世帯ごとで、金額にかかわらず合算して計算します。

■ 例：70歳未満、年収が500万円

同じ受診者で、病院と歯科医院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担30,000円
(医療費:100,000円)

B歯科 自己負担60,000円
(医療費:200,000円)

世帯合算=90,000円
(自己負担限度額:80,430円)
申請により9,570円が払い戻し

同じ受診者で、外来と入院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円
(入院) (医療費:250,000円)

A病院 自己負担24,000円
(外来) (医療費:80,000円)

世帯合算=99,000円
(自己負担限度額:80,730円)
申請により18,270円が払い戻し

世帯(被保険者とその被扶養者)内の別の受診者で、病院への支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円
(被保険者) (医療費:250,000円)

C病院 自己負担75,000円
(被扶養者) (医療費:250,000円)

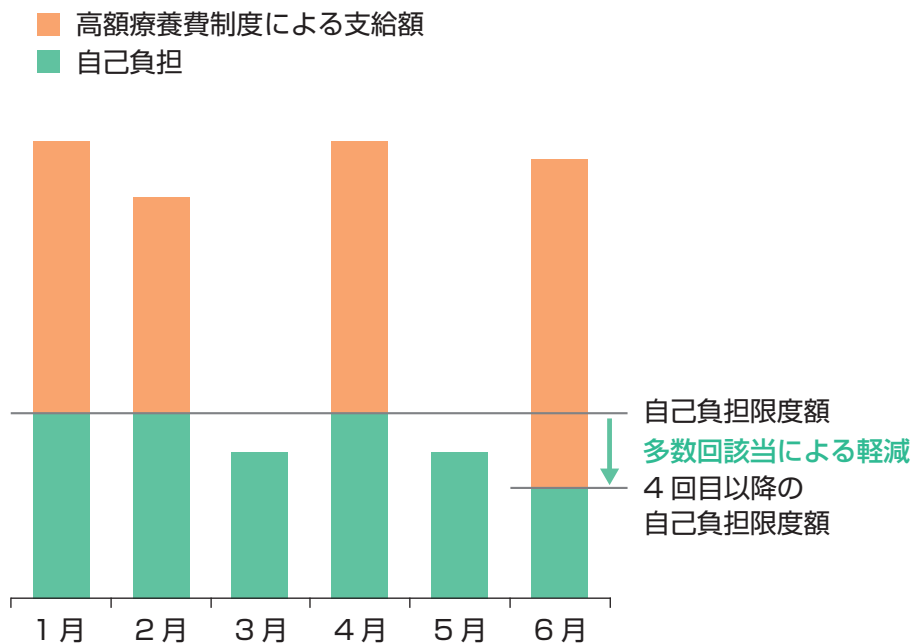
世帯合算=150,000円
(自己負担限度額:82,430円)
申請により67,570円が払い戻し

多数回該当

世帯(被保険者とその被扶養者)で、直近12ヵ月間に高額療養費として支給を3回以上受けた場合、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減されます。

70歳以上で、所得区分が一般の外来、住民税非課税世帯では、多数回該当は適用されません。

■ 多数回該当による自己負担限度額の軽減例



多数回該当が適用されることにより、
6月からの自己負担限度額が、さらに軽減

タルグレチン[®]を服用される方へ

冊子「タルグレチン[®]を服用される方へ」、

きんじょうそくにくししょう
サイト「菌状糸肉症.net (<http://www.ctcl.jp>)」、

サイト「高額療養費制度ガイド

(<http://www.minophagen.co.jp/kougaku/>)」も

是非ご参照ください。

